

第 20 回民間資金等活用事業推進委員会  
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第 20 回 民間資金等活用事業推進委員会  
議事次第

日 時：平成 22 年 2 月 9 日（火）10:00～11:56

場 所：合同庁舎 4 号館 4 階第 4 特別会議室

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）委員長互選等

（ 2 ）今後の審議の進め方等について

（ 3 ）P F I 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）について

（ 4 ）その他

3．閉 会

小橋 P F I 推進室長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第 20 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

本委員会の事務局であります、内閣府 P F I 推進室の室長をしております小橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は委員改選後最初の会合でございますので、委員長の選出までの間、私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

本日は委員 9 名のうち 9 名全ての方に御出席いただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第 5 条第 1 項に規定いたします、会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず開催に先立ちまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、平成 21 年 12 月 25 日付にて任命手続を了したところでございます。全員で 9 名の委員に御就任いただいております、そのうち 5 名の方は今般の委員改選によりまして、新たに御就任いただいております。

それでは、五十音順で御紹介させていただきます。

碓井光明委員でございます。

小林麻理委員でございます。

佐藤主光委員でございます。

根本祐二委員でございます。

野田由美子委員でございます。

宮本和明委員でございます。

野城智也委員でございます。

米田雅子委員でございます。

渡文明委員でございます。

引き続きまして、本日は専門委員の方にも御出席いただいておりますので、専門委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。専門委員の皆様におかれましては、平成 21 年 12 月 25 日付にて任命手続を了したところでございます。全員で 12 名の専門委員に御就任いただいております、そのうち 8 名の方は今般の改選によりまして新たに御就任いただいております。

それでは、御出席の専門委員の方を五十音順にて御紹介させていただきます。

赤羽貴専門委員でございます。

有田礼二専門委員でございます。

伊藤陽子専門委員でございます。

江口直明専門委員でございます。

小幡純子専門委員でございます。

土屋雅裕専門委員でございます。

野元和也専門委員でございます。

橋本恵治専門委員でございます。

このほか本日は御欠席でございますけれども、石田直美様、今道健様、樺沢清文様、廻洋子様  
に専門委員に御就任いただいております。

また、本日は国土交通省から奈良平総合政策局政策課長に出席いただくとともに、国土交通省の  
成長戦略会議のメンバーでいらっしゃいます、野村総研の福田隆之さんにも出席いただいております  
ので、御紹介申し上げます。

続きまして、本委員会の委員長の選任をお願いいたします。民間資金等活用事業推進委員会令第  
2条第1項によりますと、委員の皆様方の互選によりお決めいただくこととされております。どな  
たか御提案がございましたら、よろしくをお願いいたします。

A委員、お願いします。

A委員 僭越でございますが、各方面で幅広く御活躍されている渡委員にお願いすることを提案  
させていただきます。

小橋PFI推進室長 ただいまA委員から渡委員に委員長に御就任していただいておりますどうかの  
御提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

小橋PFI推進室長 それでは、異議なしということで、互選により渡委員を委員長に選出いた  
しました。

渡委員長は委員長席に移動をお願いいたします。

(渡委員、委員長席へ移動)

小橋PFI推進室長 それでは、渡委員長より御就任のごあいさつをお願いいたします。

渡委員長 ただいま皆様方から御推挙いただき、再びPFI推進委員会の委員長を仰せつかりま  
した渡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

折角の場でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

御高承のとおり、PFIは公共施設等の整備・運営に、民間部門の資金や経営ノウハウを活用し  
ていこうというものでありまして、平成11年9月の法律施行以来、今日まで事業実績が366件、  
規模にしまして3兆円を超えており、全国各地で多くの分野にわたり、低廉かつ良質な公共サービ  
スを提供するというところで活用されております。

我が国は、財政問題や国から地方への権限の移譲など国・地方の役割分担の問題など、さまざま  
な構造的な課題に直面しており、これらを解決するべく、持続可能で効率的な行財政システムをつ  
くることが求められております。その中で、PFIについては、公共施設等の整備や運営の分野に  
おいて、非常に有効な手段であると広く認識されているところでございます。

本推進委員会は2年前に私が委員長に推挙されてから、委員の皆様方の御協力により、業務要求水  
準の明確化や契約書の標準化などに取り組み、一定の成果を上げることができました。今後とも、  
発注者、事業者、利用者といった方々にとって、より魅力的なスキームとじてもらえるように、  
事業者の選定手続きなども含めまして、課題となっております問題の解決に向け、精力的に活動し  
ていきたいと考えております。

委員の皆様方をはじめ、各界各層の皆様方からの御協力をいただきながら、円滑な議事の運営や

積極的な討議をしていきたいと思っておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ですが、私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

小橋 P F I 推進室長 どうもありがとうございました。

1点報告させていただきます。津村内閣府政務官はこの会議に出席する予定になっておりますが、今、遅れておまして、10時半ごろ議論に参加させていただきたいということでございますので、報告申し上げます。

それでは、これからの議事進行につきましては、渡委員長により進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

渡委員長 それでは、議事を進めてまいります。

まず委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定によりまして、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。

委員長代理は宮本委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮本委員 はい。

渡委員長 続きまして、部会に属する委員の指名についてであります。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定によりまして、部会に属すべき委員及び専門委員は委員長が指名することとされておりますので、ただいま事務局から部会に所属する委員の名簿を配付させていただきます。

(事務局より部会名簿配付)

渡委員長 それでは、部会には今お配りしました名簿に記載しました委員の方に御参画をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、部会長の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第2項に基づきまして、部会長は委員長が指名することとされておりますので、部会長は宮本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

宮本委員 承知いたしました。

渡委員長 それでは、引き続きまして、議事を進めていきたいと思っております。まずは事務局から資料の確認と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御指示によりまして、事務局からまず資料の確認をさせていただければと存じます。

資料は右肩にすべて資料番号が付いておりますが、資料1～9まで付いております。

参考資料につきましては、参考資料1～5まで付いております。

今後の審議の進め方等に関連する資料につきましては、御説明をさせていただければと存じます。

ちょっと飛んで恐縮ですが、資料8からごらんいただければと存じます。資料8が「新成長戦略(基本方針)(抄)」という資料でございます。

「新成長戦略(基本方針)」は平成21年12月30日に閣議決定いたしました。

その中では「2.6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」という項がありまして、その中

の「(4) 観光立国・地域活性化戦略」には、大都市の再生という項がございます。大都市の再生の中で、下線の部分ですけれども「成長の足かがりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する」という記述がございます。

続きまして、1ページめくってごらんいただきますと「社会資本ストックの戦略的維持管理等」という項がございます。この項の中で、やはり下線の部分ですが「社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る」という記述がございます。

次の3に「(2) 新たな成長戦略の取りまとめに向けた今後の進め方」というところがありまして、12月に決定されたものは基本方針でございます。基本方針に沿って「肉付け」を行い、1行下のラインの部分ですが「2010年6月を目途に『新成長戦略』を取りまとめることとする」とございます。その日程を前提にある程度していただくことになろうかと思えます。

その上で資料2をご覧くださいればと存じます。資料2は「民間資金等活用事業推進委員会の進め方について(案)」でございます。

四角の中の1行目の後ろの方ですが、成長戦略を踏まえまして、やはり「6月を目途に、中間的な取りまとめを行う」ということで提案させていただいております。

下にありますように、当然ヒアリングも必要であれば行いますし、また主要な論点についても御議論いただくことが必要であろうかと存じます。

そのため囲みの中の1つ目の ですが「今後、概ね月1~2回のペースで委員会を開催して議論を行い」ということを提案させていただいております。

2つ目の でございますが「委員会においては、専門委員の出席も求め、PFI法の改正も視野に入れた具体的な方向性について議論を行う(専門委員は、委員会の議決には参加しない。)」ということでございます。

「日程の目途」はここに書かせていただいているとおりでございますけれども、1回目の本日の後は、関係者ヒアリング、主要な論点の議論を経て中間的な取りまとめをし、更に御議論を賜るということでございます。

最後の ですが「総合部会においては、委員会における審議と並行して、1~2回程度、『PFI標準契約1(案)』に関する検討を行い、その結果を受けて、委員会で取りまとめを行う」ということでございます。

今後御議論いただくということでございますが、その内容は当然本日の御議論を踏まえてということでございますけれども、何も取っかかりがないわけにもいきませんので、とりあえず次の資料3を用意させていただいております。

資料3「主要な論点(検討項目)(案)」でございます。ここでの主要な論点は下の「PFIの課題への対応方策」の「1 PFIに関する数値目標設定のあり方」と「2 PFI制度の見直

し、規制緩和」でございます。

これが議論の対象かと考えますが、検討項目の例として今までいろいろなところで御指摘されている事項、この委員会でも従来御議論があった事項を幅広に拾ったものが「 P F I の課題」でございます。当然のことながらこれは例ですので、御議論の対象になるものもあればならないものもあり、更に制度の対象になるものもあれば、運用の見直しに及ぶものもあれば、措置を行わないものもある。そういうものだと御理解を賜ればと存じます。その前提で若干の御説明を加えさせていただきます。

「 P F I の課題」でございます。

「 1 民間事業者選定手続のあり方」でございます。御案内のように、公共調達是一般競争入札が原則でございます。これは価格競争により公正に安く調達するということかと存じます。 P F I の場合には、提案の内容、すなわちサービスの質が重要であるということで、現行の P F I 法では総合評価の一般競争入札の原則を規定しております。価格競争に重点を置くとすれば、恐らく多くの参加者の中で予定価格を示さない方式が価格が安くなる可能性が高いかと存じますが、 P F I 事業については 1 の例にありますように「管理者等と民間事業者との対話」「段階的な事業者選定」「予定価格」等が議論となるとともに「民間事業者の発案の促進」についても御議論が必要かと思えます。

「 2 リスク負担と金融のあり方及び役割」でございます。これは当然「管理者等と選定事業者の適切なリスク分担」が前提かと存じますけれども、例えば民間資金と公的資金では建設資金に地方債等を充てる事業をどう考えるか。更に資本及び債権の流動化では、現在の P F I 事業の運用が選定事業者の資本やサービス対価請求権は移転しないということが基本になっておりますので、そこをどう考えるかという点が問題になるかと存じます。

「 3 P F I 事業における情報公開」でございます。透明性、信頼性の確保のためには情報公開は不可欠でございますが、情報公開の対象と例外についての御議論を賜らうということでございます。

「 4 P F I の積極的活用・拡大」でございます。 P F I と P P P が一番初めに挙がっておりまして、これは全体の議論の前提となるかもしれませんが、法律制度に即して申し上げさせていただきますと、 P F I 法に基づく制度とより広い官民連携とをどのようにとらえるかという問題かと存じます。

また 1 つ飛ばしまして、 3 つ目の「小規模の事業・地方の事業の P F I 推進方策」や「 P F I 事業を通じた地域の活性化」「既存施設の建替・更新」などの地方公共団体が取組む小規模な事業に P F I を積極的に導入するという観点からも重要な項目となってこようかと存じます。

「 5 その他」としては、 S P C の問題、許認可の問題、契約の問題等々を挙げさせていただいているということでございます。

資料の説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

渡委員長 ありがとうございます。

それでは、当委員会の今後の審議の進め方あるいは P F I 事業における課題等につきまして、御

意見、御質問等がございましたら、何でもおっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。お願いいたします。

B委員 今後検討していく課題はたくさんあると思っております。今日の資料3等も重要な項目だと思っておりますが、前から私がこの委員会で申し上げていることですけれども、今までの事業分野というのはどちらかといえば建物主導の分野が中心で、いわゆるインフラの分野というのはほとんどないというのが実態です。PFI法に書かれている施設の最初の項目に道路を始めとするインフラが挙がっておりますし、また、先ほどの新成長戦略等にもそういうことも強調して書かれているかと思っております。

ですので、インフラと言いましても新しい施設だけではなくて、それこそ先ほどの新成長戦略にも書かれておりましたけれども、既に老朽化しているような構造物もいろいろございますので、その維持、補修、更新ということも含めて、PFIあるいはPPPを広く考えていく必要があるのではないかと考えております。そういう分野につきましても、できれば議論をさせていただければありがたいと私は考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。いかがでしょうか。

PFIを、今のハコモノ中心からサービスや運営といったソフトの方向での活用も重視していくという新成長戦略の中身の議論でございます。それはそれで大事けれども、日本のインフラというのはかなり時間が経っていますので、老朽化しているものの修繕や更新といったことも大事だという御意見だと思います。

これに関連してでも結構ですから、何かございますでしょうか。どうぞ。

C委員 今のB委員につけ加えるような発言になりますが、今、地方では80年代後半からたくさん建ちました公共の施設が、市町村合併などで余っております。こういった既存の施設をどう用途変更して、もう一度再活用するかが課題になっています。PFIといえば、今まではどちらかという大規模庁舎の建替などが多かったわけですが、既存の公的施設をコンバージョンリフォームして新しいものに生まれ変わらせるような、ローカルなPFIも是非加えて推進していただきたいと思っております。

渡委員長 ありがとうございます。

専門委員の方も結構です。是非御発言いただきたいと思っております。どうぞ。

D委員 PFIの効果測定といいますか、アウトカムという言葉も成長戦略の中に出ておりますけれども、長期的な観点でパフォーマンスを測定していくということが非常に重要になってくるんだらうと思っております。それは勿論業務の進行の状況において測定するというのも重要ですが、やはり中期的、長期的な観点でアウトカムを明確化していくということを課題にしていくべきだらうと思っております。

もっと大きな課題でいうと、PFIの長期的な事業自体のインパクトといいますか、経済的な効果とか国民が受ける便益でありますとか、そういうものにも拡大していくことが必要なんだらうと



思いますけれども、アウトカム指標というもののパフォーマンスの測定ということは重要な課題になるのではないかと思います。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

E 委員 今日私は最初の出席なものですから、これまでも議論があったのかもしれませんが、今、アウトカムのお話がありましたので、それに関連してお話させていただきます。

これからどういうふうなPFIを進めていくかということも勿論重要な課題なんですけど、これまでのPFIで、うまくいった事例というのはそれで結構なんですけど、失敗事例も含めまして、どういう課題があるのかということです。私が理解する限り、やはり既存の法体系であるとか制度との整合性が担保されていないのではないかと、特に地方自治体などでは、指定管理者制度などに比べますとPFIの方が余り進んでいない。その障害は何だろうか。1つは財政的なものもあるかもしれませんが、従来の国の規制であるとか、そういうところに何か障害があるのではないかと。あるいはこれは情報公開に関わってくると思うんですけども、住民の理解がなかなか進んでいないのか。その辺りの問題点というものも、個々でリスク分担の在り方とか幾つか課題としてピックアップされていますけれども、従来の問題点というところに焦点を当てて議論された方がいいという気はします。

それから、確かに従来のPFIは建物を中心にやってきて、それをもう少しソフトの方に向けていくということは大事な点だと思うんですけども、例えばこの建物であるとかこのサービスをどう提供するかということも大事なんですけども、その組み合わせと申しますか、1つの建物を複数の用途に使うであるとか、あるいはまちづくりということであるならば、それは施設も関わるし、民間事業者のハードとソフトが一体になった議論になってくると思います。抽象的な言い方になりますが、ポイントではなくて面的な理解でPFIを推進していく。地域全体を含めて包括した感じです。そういう視点もあっていいという気はいたします。

渡委員長 ありがとうございます。

F 専門委員、どうぞ。

F 専門委員 財政的に非常に厳しい状況の中でPFIを推進していくということで、成長戦略の中にも明言されておりますけれども、1つの案として、海外の資本をもっと取り入れていけるのではないかとこの点を指摘したいと思います。

例えばオーストラリアなどでは年金資金をインフラの方に導入する形でインフラ整備を行っておりまして、日本にも非常に豊かな年金があって、これを将来の子どもたちのためのインフラ整備に回さない手はないのではないかと考えます。また、海外からもそういう長期の安定的な資金というものを取り入れられるような制度をつくれたらいいと思います。

残念ながら、これまで10年、日本のPFIは海外の資本が入るケースというのは非常にまれでございまして、日本語の言語の問題とか制度の問題とかいろいろ障害はあるんですけども、ここまで整備がされてきておりますので、そろそろ外国の投資家さんにも入ってきてもらえる環境になるのではないかと考えます。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

G 専門委員 私は前から専門委員として関わらせていただいておりますが、今回、新成長戦略として資料 8 で御説明いただきました中には、大規模な大都市の港湾とか空港などの大きいものと、もう一つは社会資本ストックの維持管理に P F I を使ってはというものの両方が含まれているかと思えます。したがって、今回進め方とございますけれども、どちらに偏るということではなく、是非両方について進めていく必要があるのではないかと考えております。

委員、専門委員の中には地方にお詳しい方がたくさんいらっしゃいますけれども、日本の P F I は初めはほとんど地方自治体において行われていて、それから空港とか庁舎でありますとか、少しずつ国の案件も増えてきたという経緯があり、数的にいうと当然自治体が多いということになります。したがって、今、指定管理者の話がございましたけれども、指定管理者と P F I との関係とか、あるいは議会の議決や条例の関係など、地方の中で若干でもやりにくいような制度的な問題点などがあれば、そういうものも含めて検討の対象として、できるだけ P F I を円滑に進めていけるような環境整備を図ることが私は大事ではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

H 専門委員、どうぞ。

H 専門委員 先ほど投資の面で外国にも開放したらという内外無差別の話がありました。すみません、私はこの制度まだ十分に勉強できていなくて、既に進んでいるのならばいいんですけども、例えば民間のやる気促進という意味でも、補助金とか交付税とかこういうものについても官民の間の無差別というのができればと思っております。P F I を使うと、従来からついていた国からの補助金とかあいうものが使えなくなるとか、以前そんな話を聞いたことがあったんですけども、いまだにそんなことが残っているんだとすると、P F I だろうが、国の事業だろうが、そういうものは無差別で使えるということなどについても御議論いただければと思っております。

渡委員長 大変すばらしいご意見だと思います。

どうぞ。

I 専門委員 成長戦略会議の中にも入っておりますように、先ほど B 先生からも御指摘があったところですが、インフラ系の施設整備と特に長期にわたる維持管理等、更新といったものに P F I、P P P というものを使えないのかというのは、随分昔から議論としてあったところです。

従来は当然ハコモノ中心ということで、割と維持管理の軽いものでして、それなりの形は日本型で発展しまして、一定の安定的な効果、スキームを生んでいる。それから更に運営の重いもの、例えば病院とか刑務所等、そういったものも始まっているんですけども、それもいわゆるサービス購入型であり、国、地方からの資金に基づいてやっているということです。

更にインフラ型でどういう形があるかということ、グリーンフィールドとかブラウンフィールドというのがあるんですけども、施設整備と維持、大規模修繕というところにお金がかかるんですが、このところはサービス購入型だけでいいのか。先ほど御指摘がありましたように、ある程度は民間の方にも資金を投入していただいて、それについて一定の限度で国なり地方がどのような制度的

な支援をできるかということも含めて、検討できればよいと思います。これはかなり野心的だとは思いますが、御指摘があったように、オーストラリアとか韓国でもやっていることですし、今後いろいろなインフラ系のものが大規模更新時期を迎えていく中で、やはり今後考えていくべきではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにごありますか。どうぞ。

J 専門委員 まずちょっと質問させていただきたいんですが、冒頭、資料8で新成長戦略という御説明がありまして、それから、本委員会の進め方等々の御説明があったと思います。資料2とか資料3だと思うんですが、質問させていただきたいのは、新成長戦略は今年6月がとりまとめ予定になっていますが、それと本委員会との関係あるいは本委員会でまとめたものが新成長戦略に何らか組み込まれるとか、提言するというような枠組みでお考えになっているのか。その辺をまずお聞きしたいです。

渡委員長 このご質問への回答は、事務局にお願い致します。

事務局 基本的には、今、I 専門委員がおっしゃったように、こちらで議論したことが新成長戦略の6月に発表されるものの中に組み込まれていくということを前提に我々は考えております。ただ、具体的なアウトプットとしては、例えば6月までに制度改正があるとかそういうことはなかなか難しいと思いますので、6月までに基本的な部分を固めていって、その後に必要な作業があればそれを行っていくということで考えております。

I 専門委員 そうだとすると、資料3に主な論点ということで、今後検討する項目が載っております。これを6月をめどに5回、6回ぐらいの審議で結論を出す、あるいは何らかの成果物をまとめるということなんですが、ここに挙げられた例えば選定手続の在り方であるとか情報公開であるとか、そういうものはこの委員会で過去に5年ぐらい随分議論してきたところで、それなりに蓄積はあると思います。ここに挙げられた項目を全部平板に、同じようなウエートでやっていて、さらに、成長戦略に生かせるようなところを集中して議論ができて、何らかの成果物がまとまるかという、ちょっと厳しいのではないかと思います。そういう意味では、新成長戦略を一応念頭に置いた上でメリハリをつけた議論が必要ではないかと思います。この中でいうと、4であるとか、であるとか、そういうところをやはり厚く議論していただく必要があるのではないかと思います。

私は民間から出ておりますが、PFIはこれまで10年以上ずっとやってきておりまして、先ほど300件以上の実績がある、あるいは投資効果として何兆円だというお話がありましたが、ここ直近で見ますと、やはり施設整備型あるいはサービス購入型だけになっておりまして、今その案件自身も財政が非常に厳しい中で先細りが懸念されております。そういう意味では、PFIのいろんな方面への展開あるいはスキームの見直し、こういったものが必要ではないかと思います。そういった意味で成長戦略に結び付けるのであれば、そういった項目を重点的に御議論いただいた方がいいと思っております。

渡委員長 ありがとうございます。大変大事な視点だと思います。

また、後ほど、議論を続けますが、ちょうど津村政務官がおいでになりましたので、ごあいさつ

をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

津村大臣政務官 御紹介いただきました内閣府の大臣政務官としてP F Iも担当させていただいています、津村啓介と申します。初回にもかかわりませず、こうして遅参いたしましたことをまずおわび申し上げます。大変失礼しました。

どういってお話をすればいいかとずっと考えておったんですけれども、この推進委員会の位置づけみたいなのところについて、現在の状況を少しお伝えしたいと思います。と申しますのは、P F I推進委員会ということで、これから日本でP F I、中にはP P Pという言い方をする方もいるのかもしれませんが、それらを普及をさせていくという大きな目標は恐らく政権交代があっても本質的に変わるところではありません。1つは、そもそも会議の持ち方みたいなのところで、実は昨年秋、政権交代後に政府部内でひと通りゼロベースで見直そうということもありまして、例えば経済財政諮問会議というのはなくなったりもしました。ただ、P F I推進については、旧政権下でも、今は国交大臣になられている前原さんとか、当時の野党議員である民主党議員からも、場合によっては数値目標等をつくってでも積極的に進めるべきだという議論もあったものですから、基本的に進めていく中で、どうい議論の進め方をしようかというところで、この数か月間、実は事務方には随分苦労していただいて議論をしてきました。

是非皆さんに念頭に置いていただきたいのは、当面の議論というのは、今、民主党政権全体で進めている成長戦略の中にしっかりと位置づけていきたい、いかなければいけない作業だということでございます。12月30日に新成長戦略の基本方針というものを出示して、これを6月をめどに肉づけしていくことになっております。そこにどういう形で盛り込んでいくかというのは、実は今日も国交省さんに来ていただいていると思うんですが、国交省の方で随分議論をしていただいています、先ほど申し上げましたように、野党時代から前原大臣は一議員としてP F Iの問題に大変熱心に取り組んでこられたという経緯もあるので、是非前原大臣の思いもしっかりとくみながら、内閣府としてのP F I推進委員会も今まで以上に議論を加速していきたいということを思っております。

そういう意味で、私もこれまでの推進委員会に前のメンバーの方々と一緒に1回参加させていただいて、また事務方との議論はときどきするんですけれども、どうしても非常に専門的な話になりがちで、一体これがどこにつながっていくのか。ともすれば、私の理解不足もあってつながっていないところがあるんですけれども、やはり成長戦略の1つとして位置づけて国民的な応援もいただきながらいくためには、わかりやすさとか、あるいは情報公開ということも非常に重要だと思います。そういう意味で、なぜ今P F Iなのか、先ほど財政政策の話もされていたようなんですけれども、これから公共投資の在り方を見直していこうという全体的な流れの中で、P F Iというのがどういう起爆剤になるのか、ならないのかということ、大所高所の議論も是非この推進委員会ではしていただけたらと思っています。

また何か気づきがありましたら、発言させていただこうと思いますが、冒頭のあいさつはこんな形にさせていただきます。ありがとうございました。

渡委員長 ありがとうございました。

K委員 今、津村政務官がおっしゃった内容は、先ほどのI委員の御意見に対する、ある意味ではお答えにもなっているのではないのでしょうか。

新成長戦略におけるPFIの活用としては、主に2つの目的があると私は思います。1つは地域の活性化戦略、もう一つはアジア経済戦略です。これらの分野においてPFIを活用していくことで、成長戦略に結び付けていこうとしている、と私は理解しているわけです。

特に地域活性化については、地方自治体でPFIがこれまで行われてきましたが、財政難の折、今後は経済特区やPFI・PPPなどを活用してインフラ等を整備していくことが非常に大事になるのではないかと思うわけであります。その意味で、この辺の検討をさらに進めていくということが1つあると思います。

また、先ほど話に出ておりましたように、地方の道路などは大変老朽化しておりますので、そういった維持、修繕あるいは更新というものに対しましても、いかにPFIを活用していくかということは非常に大事なテーマだと思います。

それから、アジア経済戦略においては、PFIのノウハウやシステムを使ってアジアのインフラ整備支援に進出していくことも、大事だと思います。例えば、韓国などは、これらの政策を相当進めているわけです。日本はかなり立ち遅れていると思いますので、こうした政策を進めるための条件整備をどのようにしていくかが問題です。例えば、ファンドなどをつくったりするときの税制の問題とか、いろいろな課題があると思います。そういった問題点をつぶしていくって、新成長戦略に結び付けていくことは大事な視点であると思います。是非議論を深めていただきたいと思います。

渡委員長 ほかに何かございますか。どうぞ。

A委員 先ほどのI専門委員の御発言の続きということになると思うんですが、確かに資料3を拝見して、たくさんの項目が並んでいるわけですが、私がもしPFIを積極的に活用することを推進する立場に立った場合、まず第一にやらなければならないのは、要するに多様な活用を図ろうとする場合にどういう足かせがあるのかということを確認する。

もう一つは、PFIにも病理現象というのは当然あるわけでありまして、そういう病理現象を無視して進めると、知らぬ間にがんが大きくなってしまっているということも起こり得ますから、そこに目を向けて進めていくのがよろしいのではないかと。

ですから、先ほど議論に出ましたように、検討項目のそれぞれを6月までにつぶしていくって、新成長戦略に位置づけるというのは日程的に不可能なことだと思います。そういう大きな目で審議していくのがよいのではないかと。

それから、ついでに委員の交代期でございますので、私の立場を申し上げさせていただきます。私は前からこの委員をお引き受けするときには、私の役割はブレーキ役である。それは今まで財政法という分野を専攻していて、この制度がスタートしたころ、要するに隠れ借金のようなものということを私自身はある意味で考えておりました。ただ、その当時と今と大いに違うのは、今はそんなことを言っている暇はないというか、そういうことが通用するような時代ではないということで、今、当時抱いていた杞憂を吐露するつもりはないのでありますが、そういうことで、いつもブレーキ役だったわけでありましたが、今期からは推進役の方に回ることになりますので、どうぞ

よろしく願いいたします。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

Ｌ委員 私は今回が初めてでございますので、以前の議論は十分承知していませんけれども、先ほど来出ています成長戦略と老朽化等の問題でいくと、まさに社会資本ストックの更新整備そのものが成長戦略、成長産業だと思います。

今、研究の中で地方自治体さんと組んで老朽化問題を実際に計算しています。この結果で、たとえば、どの橋をどのぐらいで架け替えなければならないという予測をしているんですけれども、今までの普通建設事業費、いわゆる公共投資を少なくとも50%増し、多いところだと100%増しぐらいにしないと老朽化の更新ができないんです。公共投資は100から減らそうという世の中なのに、それを150とか200にしないといけないということなので大変厳しいわけですし、当然PFIだけで解決ができるわけではないんですけれども、PFI的な発想を取り入れなければ絶対に解決できないと思います。

この更新問題に対してどう取り組むかというのは、1つは技術的なもので、長寿命化だとかメンテナンスフリーとかメンテナンスフルとかそういった考え方。もう一つは、社会的な費用対効果の最大化ということで、今ばらばらにいろんなものを整備しているわけなんですけれども、トータルに老朽化対応で整備し直したときに、社会的な維持費などを最小化するシステムの支援、それから、やはり超長期のファイナンスが入ってきますので、金融面のノウハウ、この3つが組み合わさることによって巨大な成長産業になると思っています。

これほど短期間に老朽化する国は人類史上初めてなんです。というのは、短期間に整備したからということなんですけれども、そうすると、このノウハウというのは恐らく輸出産業になれるだろうし、地域においては本当に細かな工務店さんの知恵なども含めているところに行き渡っていくだろうと思いますので、これが成長産業でなくて何なんだろうかというところで、是非成長戦略の中でも大きな柱の1つとして取り上げていただきたい。そうすると、PFIの向き先もそういう方向に向かっていくだろうと思います。

先ほどちょっとお話が出ましたが、新しいものをつくる。でも、必要ないものをPFIだからいいかというふうにしてつくってきたところは、正直ないではないと思うんですけれども、必要なものを更新していくことは社会的に合理性が認められると思いますので、PFIで是非新しい光を当てていただきたい、いきたいと思います。

あと、提出資料というものをらせていただきました。資料9です。すみません、皆さんがお出しになるんだろうと思って僭越に出してしまいました。

これは次回以降の話でもいいんですが、東洋大学の方でPPP研究センターというものを昨年度作りまして、その所長をしている関係で、PFIも当然含めましているんな議論があるんですけれども、かなり誤解をしたまま議論をしているところがあります。その誤解の根底にある混乱の原因が、官と民、公と私という4つの概念がかなりいいとこ取りをされながら使われていることが多いんです。自分自身も含めてなんです、そこをちょっと整理するペーパーであります。

最近、社会福祉などの議論の中で、中に出てきますけれども、トライアングルを書いて役割分担を当てはめていこうという整理の仕方がありまして、これをPPPに応用したときに、官民、公私以外にもう一つ公式か非公式かということがあります。公式というのは公的な権利義務の主体になれるかどうかという理解をしていいと思うんですけれども、PFIは完全に公式を要求する世界で、広い意味でもPPPもまさにそのとおりなんですけど、現実の世の中は地域の中で自助だとか共助だということで公式ではないんだけど、非公式のレベルで公共サービスが提供されているということもまたこれは事実でありまして、そういうものも含めて解析したものがトライアングルというものでございます。

是非ごらんいただければありがたいんですけども、実は鳩山総理が新しい公共という提唱をされていまして、新しい公共とPPPもしくはPFIの関係というものを我々に整理をしておかないといけないんだろうということで、その整理の軸が公式か非公式か。PFIは公式性を要求するけれども、総理のおっしゃっている新しい公共あるいは国土形成計画の中でも新たな公という言葉を使っていますけれども、そこは勿論同じものではないわけです。

どう違うかということについて、提出資料の後ろの2ページのところに書いてございます。これは実は別の資料なんですけれども、時事通信のコラムに出す原稿です。2月12日寄稿予定と書いてありますが、2月10日、明日出る予定なんですけれども、この中でPPP、PFIと新しい公共の違いについて、どちらがいいとかそういうことではなくて、違いをどういうふうを考えればいいのかという小文を書かせていただいております。結論的にいうと、やはり公式性というのはPFIがもたらしたPFIに大きな利点でありまして、日本の社会を変革する1つのきっかけになったと思います。あいまいな世界から透明かつ競争性のある、契約で約束を守るということを導入したということなんですけれども、すべてがそうでなければいけないのか、若干緩和してもいいのかということこれからPFI側も考えていく必要があると思いました。

長くなりましたが、以上です。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

M委員 成長戦略とこの委員会の役割の関係でございますけれども、先ほどからの議論に私もおおむね賛成でございます。成長戦略で期待されている内容と過去にここで設計してきた制度というのは位相差があると思います。簡単にいえば、御期待のある部分は今までの設計で対応できる部分がございますけれども、今日委員の方々から御指摘の可能性のある分野については、やはり新たな仕組みというものをつくって方向性を示していく必要があるだろうと思います。

そういう意味では、PFIとPPPという言葉が混同されておりますけれども、私の理解では、むしろPPPというのは大きな概念で、その中の1つの形態としてPFIがあり、かつややこしいんですけれども、この委員会で前任の方々がつくっていらしゃったPFIは、PFIの中でも更に1つのサブセクターという理解をすべきではないかと思えます。そういう意味では、6月までもこの委員会として何らかのミッションを果たすとすれば、位相差の部分についての大きな方針というものを示していく必要があるのではないかと思えます。

例えば先ほどからの皆様の繰り返しになりますけれども、1つはインフラでございます。インフラというのは非常に大きなリスクと不確定性を含んだ事業でございますので、それに対応できるような在り方というものを考えていく。逆にいいますと、私は補助金を出すことには賛成しかねるんですが、発注者側、公共側の方がリスクを逃げていいまいしょうか、民間から見るととてもではないけれども出ていけないような意味での実態があると思います。

実際に何を我々は失っているかということ、暮れにニュースがございましたけれども、UAEの原子力発電所を日本が取れなかった。3兆8,000億円の契約を韓国が持っていったということの1つの原因は、やはり国内でこういったインフラを民間がフルセットで、真剣勝負でそろえていくという国内予選のゲームをしていないために、海外に出て行って勝てるはずがないわけでございます。アジアのインフラ整備に寄与できるさまざまな可能性は私の部分も含め持っているわけですが、それだけに国内での事業の中でインフラ整備について、今までの議論を踏まえながらも新しいカテゴリーをつくっていく必要があるだろうと思います。

もう一つは、やはりPFIとPPPなんですけれども、最初にC委員が御指摘になったように公共施設が余っている。これをどう活用するかということについては、今までの制度設計というのは要求水準書を発注者側が書けるということが前提だったんですけれども、ある意味では、空いた公共施設についてはどういう可能性があるかということ、つまりHowだけではなくてWhatそのものも民間の創意が生かされて、初めて我々の財が活用できるわけでありまして。そうすると、過去に設計してきたものが必ずしもそのまま適用できるわけではないわけで、大きな意味では成長戦略の御期待というんな可能性がある分野をやっている側の設計の間の位相差を確認して、ずれている部分はどういう方針で取り組むべきかという方針を出していくのが、限られた時間の間での優先すべき事柄ではないかと考えました。

以上です。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

C委員 今のM委員のお話につけ加えることとなりますが、日本のこれからのインフラ整備で、新しいPFIを育てていく必要があると思います。新しいPFIを育てた実績で、将来はアジアなどで事業展開をすることもできればと思います。今の日本に欠けているものは、ナショナルフラッグです。チーム日本として国際競争を支援する体制が十分でないと思います。官と民の役割分担をきちんと適正に行っていくこと自身は大事なことでありますが、よい意味で官と民が協力して、チーム日本として頑張ることも重要です。きちんとした適正な審査の上でチームをつくるわけですが、一度チームをつくったら、そのチームで海外に行って、ナショナルフラッグで外国チームと闘って、海外のインフラ整備に日本も貢献できるような官民の協力体制というものをもう一度御議論いただいたらいいかと思っております。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。いかがですか。専門委員の方どうぞ。

N専門委員 今のお話の中でわかりやすさというキーワードが出たかと思うんですが、私のPF



Iに関する経験を説明いたします。

P F Iはかなり新しいことをやるということです。あと、業務内容も複雑なので十分な準備をしないとうまく実行することができないということは十分承知しております。ただし、P F Iの案件に参加しているメンバーと私は日々話をしているんですが、案件が取れたときはすごくいい案件が取れたと喜んでいますが、時間が経つにつれていろんな苦労が出てくる。膨大な法体系で、公表の資料、参加企業の調整、官との調整、そういういろんな膨大な調整が出てきます。現場の声としては、非常にP F Iはわかりにくいという発言を耳にいたします。私は官の方とはこういう話をしたことがないんですが、やはり交渉をやっておられるとかなり疲労感が持たれているような方がいらっしゃいます。そういう意味で、現場の方がP F Iというのはわかりやすく、もし2回目が出てきたらやってやるうではないかというふうな仕組みづくり、現場がサポートできるような体制、仕組みというものが必要なかと思えます。

ただ、これは6月の成長戦略のまとめには恐らく対象外だと思うんですが、専門部会また別の部会でも検討していただければと思います。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

D委員 わかりにくいということがあったんですけども、多分P F Iの効果というものを国民も事業者も全部実感する必要があるのではないかと思います。当初申し上げましたけれども、やはりパフォーマンスを測定していく。中期的、長期的な視点で、国家戦略ですからずっと続くわけですので、国民にとっていかに便益を与えているかということ、事業の効果というものを測定していく必要があるだろうと思います。

もう一つ考えていただきたいのは、事業のトータルのコスト、つまり、ライフサイクルコストと申しますか、すべての事業のゆりかごから墓場までどころか、ゆりかごからゆりかごまでのコストの測定とコストパフォーマンスの測定も併せてやっていく必要があるだろうと思います。ですから、評価と申しますか目標の達成度をどうやってはかっていくかということを多角的に考えていく必要があるだろうと考えます。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

B委員 最初にインフラの話をさせていただいたのですが、そのときは国内的な話だけ申しましたが、今、K委員もアジアのお話をいたしましたし、M委員、C委員もおっしゃいましたけれども、もう一つは日本で実績がないので、なかなか海外に打って出られないという問題もございます。かつて日本の幾つかの企業はオーストラリアとか東南アジアなどにも切り込んでいい仕事もなされているんですが、今は逆にいえば、近隣諸国の方が強いとか、あるいはヨーロッパの方が強いという形もあります。これからは従来型のO D Aでやってきた話は当然民間資金を入れてやらざるを得ない状況です。その環境の下で、そういう海外プロジェクトに進出するとしても、国内でのビジネス分野が成熟していなかったらなかなか難しいわけです。ここで立ち後れたら、外国のフォーマットと申しますか、外国の様式で全部やらざるを得なくなってしまうことにもなりかねず、そこで

競争力はかなり弱まってしまう。

そういう意味でいけば、これからじっくりというほどの余裕があるのかどうか、その点ではかなり危惧しております。拙速にやることは好ましくないのは当たり前ですが、じっくりといたしますか、余裕をもってそういうところを傍観しているわけにはいかないという事実もあると思っております。ですから、国内的なインフラだとかその維持管理、更新、新設だけではなくて、新たな産業育成という意味でも、かなり積極的に見ていく必要があるだろうと私も思っております。先日も国交省の会議でそういうところにいろいろな議論も出てまいりました。

あと、P F I はなかなか難しい話で、特に地方自治体にとってはかなり難し過ぎる話ではないかと思っております。イギリスなどの場合は、地方自体の P F I の事業形成を助ける目的でフォーピースといいますか、4 P s と呼ばれる組織があります。それについて余り詳しくはございませんが、かなり大規模に地方自治体をサポートすることもやっております。そのモデルがいいのかどうかわかりませんが、日本では個々の自治体でアドバイザーをお願いしてやっていくという形なのかわかりませんが、もう少しそこを体系的にサポートするような形も重要ではないかと思えます。

もう一つ、先ほどの A 委員から、いろんな事業の中に問題があるのではないかと、病理現象があるのではないかと、あるいは失敗事例というお話もありましたけれども、基本的にそういうものは、ある意味ではリスクという言葉で整理ができていくのではないかと思います。先ほど申し上げたインフラの話も、何でもいからやっしまえということになれば、かなり大きなリスクを抱えてしまうかわかりませんが、そこに対していかにリスクを正しく見据えて、明らかにして、正しく評価して、マネジメントしていくのかという、それが多分ノウハウになっていくのだと思います。そこを育てることによって、それこそインフラの事業にも展開できるかわかりませんが、日本の新しい産業としても伸びてくるのではないかと思います。技術的な話なので、これをここで議論すべきなのかあるいは別のところで議論するのか、仕分けをした方がいいとは思いますが、そういうところも真剣に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

O 委員、どうぞ。

O 委員 今まで皆さんの御議論を聞いていまして、これから進めるに当たって2つの軸が必要ではないかと思えます。1つは、インフラ、もう一つは地方の活性化だと思います。

インフラに関しては、大都市の資本整備インフラをどういうふう構築していくか。ここには道路や港湾、空港といった大規模かつ新規ものをどのように P F I を使って整備をしていくかという点と、老朽化した既存のストックをどういうふう維持管理、更新していくかという点があります。

2つ目の地方の活性化ですが、単にインフラだけではなくて公共施設も含めて考える必要があります。現状において、運営に関しては指定管理者制度、ハコモノ整備に関しては直営という峻別ができてしまっているんですけども、これから老朽化していく公営住宅であったり、病院であったり、学校であったり、そういうものを建て替える際に、それらを地域の活性化の拠点としてどう活かすかという視点で、P F I の導入を考えることが求められると思えます。

今後議論を進めていくときに、どうあるべきかという話をしても、非常に抽象的でなかなか解が出てこないと思いますので、今申し上げたインフラ整備と地方の活性化という2つの軸を持って、それぞれモデルプロジェクトを想定して議論するといいいのではないかと思います。具体的にモデルプロジェクトをつくり上げていくときに何が支障になっているのか、どの法律が障害なのか。例えば地方の活性化にPFIを適用するという話には総論賛成なわけですがけれども、具体的に事業をやるうとしたときにはさまざまな反対や障害があるわけで、一体それは何故なのか、それを取り除くためにどういうことをしていかなければいけないかということ、具体モデルプロジェクトをベースにしてひとつひとつ議論をしていかなないと、どうしても理想論というか、あるべき姿で終わってしまうのではないかと思います。今までもそういった議論は何度もやってきているわけです。

そういう意味で、今回、国交省さんにも出ていただいているんですけれども、国交省さんとしてインフラ分野でこういうものをやりたい、そのためには、何が障害なのか、ということヒアリングの中で具体的に説明していただくような形で、第2回、第3回目の関係者ヒアリングを具体的なイメージを持って進めていった方が有益ではないかと考えています。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

M委員 今のO委員の御意見は大変いいと思います。賛成です。どういうものを選ぶかの中の意識として、先ほどのD先生の御意見とも絡んでくるんですが、当事者がちゃんとやっているかというパフォーマンスを考えていくだけではなくて、過去の反省に立脚して、仕込み方がどうだったかという反省を踏まえてケーススタディーを設定する。

具体的にいうと、例えば過去のPFIは明らかに個別事業にお付き合いしている。規模が小さ過ぎるんです。わずかという言い方はいけないんですけれども、小さなプロジェクトでこれだけの手続をして本当に経済効果はあるのだろうか。例えば日本だと小学校1校について、ここでつくられたガイドラインにのっとって改修工事なり建替工事が進められるわけですがけれども、一方、海の向こうでは、10年間で100万都市の100校の公立小中学校の建替でもリノベーションでもいいけれども、その方法を含めて、すべてパッケージにして、民間に投げてみるといったようなことがあるとすると、それはもう規模の経済の効果と全く違うわけでございます。

今まではどうもルールの厳密さばかりに視点がいったんですけれども、こういった成長戦略という下敷きがあるとすれば、規模の経済がどう働くかといった問題意識を持って、その上で、今、O委員がおっしゃったようなケースを設定したらどうか。そういう意味では、設定するケースというものも過去に必ずしも事例があったわけではなくて、今後あり得べき分野について設計する。しかも、それは、今、申し上げたような観点で、主題を含んでどうかと選んだ上で検討してみるといいのではないかと思います。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

L委員 今の議論の続きなんですけれども、そういう意味でいくと、2回、3回の関係者ヒアリングというのは非常に重要だと思います。従来型のプレイヤーの方にお聞きすると、大変失礼な言

い方ですけれども、大体想像できるという感じがするんです。だから、質問の出し方を工夫する必要があって、1回現行の法体系をゼロにして、社会資本の新設なり更新なりはどうやっていけばいいんでしょうかというような、PFIを頭から外したような形でお話をいただくと、そこは非常に示唆に富む御発言をいただけたと思います。私自身も関与しているというか、出身のところが入っていますけれども、PFI推進部とかプロジェクトファイナンス部というところは、それしかやっていないので、ほかと比べてどうかということは逆に見えないところがあるので、人選も含めてちょっと御検討いただければありがたいと思います。

渡委員長 どうぞ。

I 専門委員 今の点に関連するんですけれども、ヒアリングのときに、今、御指摘があった大規模なバンドリングの話とかリスクをどういうふうに見るかという点では、民間の方に聞く際に、今までPFIは民間主導、民間発案のものがほとんどなかったという歴史的な経緯があるんですけれども、先ほどL委員がおっしゃったように、民間だったらこれはどういうふうに行うのか、この公共事業でやっているもののリスクをどのようにとれるか。それが例えば全くの新設のインフラのものであればかなり難しいでしょうが、既設のものについても今後どういうふうに行うか、更新していくか。既設のものに関し公側から情報が出ればという前提ですけれども、ある程度リスクが見えるでしょうし、それを民間の方はどのような資金でどういうふうに行うか。

その際にやはり問題となるのは、せっかく公側で施設整備したものを民間にただでやらせるわけにはいかないということで、そこで公と民の間で一定の資金を償還してもらうような、資金を一時金でいただくような形で、長期債務を国なり地方が減らして、そのお金をまた違うところへ使っていくような流れができればと思います。ただ、それは今の法体系ではかなり難しいです。

そういう意味では、L委員がおっしゃったみたいに一度新しい発想で、民間の方にこういうものはできませんかということ、既設、新設も含めてある程度聞いていった方がいいのではないかと思います。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。F 専門委員、どうぞ。

F 専門委員 新しい発想という意味では、日本の法体系を一旦忘れて、例えば今フランスは結構PFIが盛んになってきています。これは新しい財務大臣の方がかなり推進をされていて、実は我々の法律事務所の元同僚弁護士なんです、今、財務大臣になって、法律的な知識があって非常に推進しております。

1つは、流動化の面で新しい制度を入れて、資本のリサイクルというところで、例えばインフラプロジェクトをつくる段階ではかなりリスクが高いんですけれども、1回でき上がってちゃんと車が走ることを確認できれば、メンテナンスの方ではそんなにリスクは大きくない。ですから、フェーズごとに切り分けて、リスクの高いところに入ってくる投資家さんと、安定的にリスクをとっていく方を好む投資家さんと、そういうものを切り分けて投資家さんを呼び込むような仕組みも導入されているようです。そういう海外の事例を見ると、日本で法律を変えればいわけですから、今までできなかったことも法律を変えてできるようになるわけですので、そういう海外事例を参考に

するとよろしいのではないかと思います。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

C委員 もう既にヒアリングされているかもしれませんが、今の御意見は賛成です。できましたら、日本のゼネコンの中にも、海外でトンネルをつくったり、道路をつくったり、海外PFIに出ている御苦労された企業もあると聞いておりますので、その中の代表的な企業にも来ていただくのも1つの方法かと思えます。

渡委員長 今度のヒアリングの中に、代表的な企業はありましたでしょうか。

事務局 今日の御意見全体を受けて、また御相談させていただければと存じます。

渡委員長 わかりました。

J専門委員、どうぞ。

J専門委員 先ほどのL先生のお話に戻るんですが、私は先生が言われました従来型プレイヤーの代表のような人間でございます。ただ、私も民間の企業、これまでPFIを手がけてきた企業の立場からいっても、先ほど申し上げましたように、このままでは非常に伸び悩みがあるのではないかと危惧しております。そういう意味からは、ゼロベースというんでしょうか、いろんなPFIなりPPPの適用分野を白紙から御検討いただくというのも非常に結構なことだと思います。

もともとPFI、PPPというのは民間の資金もさることながら、優れたノウハウをいろんな分野に活用していきましょうということだろうと思います。それがいわゆる供給サイドだとすると、供給だけあっても需要がないとだめなわけでして、例えば日本が成熟社会に至っている、あるいは社会的な投資も一巡しているんだとすると、新規投資というのはないわけです。ところが、諸外国、特に発展途上国に行くと、我々が持っている鉄道をつくるとか、いろんなシステムを実現するものであったとしても非常にニーズがある。そうすると、国内で考えた場合には、供給とニーズがどこで合致するのかというところはもう一回振り返って整理する必要があるのではないかと思います。

先ほど来出ていますように、老朽化した社会インフラの更新ニーズ、これはそのとおりだと思いますが、今まで民間のノウハウが十分に生かされていない、あるいは全面的に導入できていないような分野があるんだとすると、そういうところも是非御検討いただいて、PPPの枠組みで推進するんだということが根本的な成長戦略を議論する上で必要なのではないかと考えています。ちょっと大げさな話になって恐縮ですが、その上で海外だとかそういうものも我々が持っている技術等で展開は十分可能だと思うんですが、システムも伴ってというのがこれまではなされていなかったと思います。

先ほどナショナルフラッグあるいはチームジャパンでと言われたのはそれで、個別の技術というのは非常に高いものがあるんですが、それをシステムとして輸出するというのがなかなかできていないのではないかと思います。それがすべてPPPかどうかわかりませんが、1つ道具立てとしてPPPというやり方は優れているのではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

ここで、津村大臣政務官は国会にお戻りになられますので、その前にご意見をお伺いしたいと思います。

います。

津村大臣政務官 終わるまでにまた戻って来られたら戻ってきたいと思うんですが、自信がないものですから、今の時点で発言をもう一回お許しいただければと思います。

いろいろ貴重な御意見をありがとうございます。前は標準契約の話とか非常に専門的なお話が多かったんですけれども、今回、新メンバー第1回ということで、本当に大所高所のお話が聞けて大変勉強になっております。

従来の政権では、こういう場に最初のあいさつだけいて、すぐ事務方に任せて帰るということだったと聞いていて、そういうところから変えていかなければと思って、それでも途中で抜けるので偉そうなことは言えないんですが、少しでもお話を聞けたらと思っております。そういう中で感じるのは、率直に言って専門家でない政治家が座っている意味は何なのかと言えば、政治家の仕事というのは、守るべきものはしっかりと守ること、変えるべきことは思い切って変えること、その見極めをすることだと思ってまして、その見極めのヒントをいただくのがこの場なんだろうと思っています。

中身の何を変えるかという議論は、少し丁寧にこれから6月にかけてだと思んですが、最初に私たちが政権交代をしたからやったわけではなくて、たまたま前任の方の任期がきたからですけれども、私たちに最初に与えられた仕事は新しいメンバーを選ぶ仕事でした。

最初に事務方から定性的なこういう人たちをこういう基準で選ぶのはどうですかとか、途中からは固有名詞も含めて何度か御相談が来たときに、私の方からお願いをしたのは、先ほどLさんから従来型プレイヤーという言い方がありましたけれども、そういう方も是非入っていただきたい。しかし、新しい方々を是非入れていただきたい。単純な発想かもしれませんが、1つはいろんな地域の方を入れていただきたい。新潟と福岡に入っていたいたと思うんですが、野田さんは横浜の元副市長さんですし、地域に広げていかないとこれはどうにもならないので、地方の方を是非入れていただきたい。

それから、私は38歳なんですけれども、私よりも若い方も是非入れていただきたい。私の年齢はどうでもいいんですが、年齢バランスをかなりばらけさせていただきたいということをお願いしました。

それから、女性を3割ぐらい入れるというのは旧政権でもあったようなんですけれども、是非そういうことも含めて、いろんな意味でいろんな意見が出てくる場をつくっていただきたいということをお願いしました。

もう一つ、正面に座っていただいていますけれども、この会の運営でお願いをしたのは、縦割り行政を打破するのが私たちの政治主導の役割というか務めなので、政府部内で内閣府とともにPFIについて熱心にされているのはやはり国交省さんです。国交省さんからは是非毎回出席をいただいて、次回か次々回は別として、長安政務官か、場合によっては前原大臣でも結構だと思いますが、是非国交省として御出席いただきたいと思います。今、成長戦略の中で、まさに私のお向かいにいらっしゃる福田さんには大変熱心に御議論いただいていると前原さんからもお聞きしていますが、そういう国交省の生の議論をこの場で実際に御紹介いただいて、内閣府の見解はこうで、国

交省はこうでということでは全く前に進まないの、是非一緒の器に乗って議論させていただきたい。

先ほどから成長戦略の話が何度か出ておりまして、たまたま現段階では私は国家戦略室とPFI担当と兼務しているので、そこをまたがっての事を言ったりもしているんですが、それはたまたま兼務だけで、制度的なものでないので、国家戦略室からも出席をしてもらおう。今、事務方はあちらの方に来てくれているんですけれども、成長戦略をまさに書いているメンバーの1人ですので、そういった横串をしっかりと刺していくことが、皆さんの議論を結果につなげていく仕掛けだと思っております。

私から御紹介できることは、そういう枠組み的なことぐらいなんですけれども、この後、皆さんからいただく御意見も議事録等にきちんと目を通しまして、次回に生かしていきたいと思えます。

今、皆さんから次回以降の運営について、どんな有識者からどういうスタンスで話を聞くのかという前向きなお話もいただいております。この後も出てくるかもしれませんが、そういうことも踏まえて、次回の有識者ヒアリングの在り方については事務方と真剣にやりとりをして、是非長安政務官にもよろしくお伝えいただきたいんですが、実りある第2回、第3回につなげていきたいと思えますので、これからも御協力ください。

ありがとうございました。

渡委員長 ありがとうございました。

それでは、津村政務官は国会の方がございますので、これにてご退席となります。

津村大臣政務官 申し訳ありません。

渡委員長 また、次回よろしく願いいたします。

津村大臣政務官 ありがとうございます。

(津村大臣政務官退室)

渡委員長 それでは、引き続きまして、議論を続けたいと思えます。

どうぞ。

P専門委員 先ほどからお話の方を伺っておりますと、結構海外やインフラといった発展系のお話というのが非常に多くて、正直私はびっくりしています。私としては、発展系の話の前に基本の部分を押さえていきたいと考えております。

というのも、これからどんどん拡大するためには、我々自治体の職員がPFIのよさというものを理解して、納得してからでないとなかなか導入の拡大ということになりません。担当者自身が何故PFIはVFMが出るのか、何故性能発注なら安くなるのか、何故ファイナンスが必要なのか。このPFIの基本的部分は、実はそんなにまだ理解されていないのが現実だと思っております。国の方でもガイドライン等をたくさんつくっていただいておりますけれども、基本的な部分はまだ充実されていない部分もありますので、そういったところを、先ほどO委員からモデルケースをつくってやっていけばというお話がありましたけれども、まさにそういうプロセスを踏んでいけば、一番最初の基本の部分でつまづいているという実情も見えてくると思えますし、そういったところを是非検討していただきたいと思っております。

もう一つは、質を向上させるという点では、要求水準書をしっかりするというのが重要だと思っております。要求水準書はPFIの肝、性能発注の肝になっていますが、いろんな事例を見ましても、アウトプット発注ではなくて、ただ単にあいまいな仕様書になっているところが結構多いようです。要求水準があいまいだと運営してからトラブルになることが多いですし、当然日々の業務にも支障が出ます。これからはここを詰めていっていただければありがたいと思っております。ただ、これを我々行政の方だけでつくろうと思っても、実はなかなかうまくいきません。日本では今までアウトプット発注やSLA発注というものもやっておりませんので、これを行政とアドバイザーだけでつくるとするのはちょっと無理です。業界の方といろいろ検討した上でつくっていくというのが一番いいのではないかと考えております。

渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。O委員、どうぞ。

O委員 Pさんの意見に補足なんですけれども、やはり地方の現場において、PFIはとにかく難しいし効果がよくわからないということで、当初に比べてかなりトーンダウンしていると感じます。更に、病院のPFIでの失敗と申しますか、困難な状況に陥ったということがあり、そういうことも手伝ってPFIとは違う手法の方がよいという、全般的な風潮があると思います。

こういう現実の中で、今後どのように促進していくかですけれども、PFIが、いかに住民にとってサービスの質の向上をもたらし、そして、納税者としての住民の負担を軽減するものだとすることが実感されることが重要です。先ほど申し上げたモデル事業の提案も、そういった視点もあるのですけれども、つまり、PFIを使ったことで地方が活性化する、地方が元気になる。そういういい事例をつくっていかないと、単純に、10億円規模の建物を建て替えて、PFIでやったから1億円安くなりました、というだけでは説得力が極めて低く、住民が、本当にPFIでやってよかったと感じられないでしょう。腑に落ちないんです。

Pさんがおっしゃったように、PFIは、自治体の職員にとっても非常に難しくてわかりにくいし、なかなか議会でも説明できない。トータルコストを見ると何十億もかかる。PFIはトータルコストであるがゆえに表面的な数字が巨額となり、逆に理解を得にくいということもあって、極めて初歩的なレベルでストップしているというのが現実です。それをブレイクスルーし、本当の意味で地域の活性化に役立てていく。日本の成長戦略においては、地域をどうするかということが喫緊の課題なわけですから、そこにPFIをどう入れていくのか。1つのモデルをこの委員会の中で作り上げていくということをやらない限りは、恐らく地方には普及していかないと思います。

先ほどF専門委員から、海外の事例というお話がありましたが、例えばイギリスでは、地方の活性化にPFI、PPPを使って成功した事例は幾つもあるんです。地域がさびれ治安も悪くなってしまったところにPFIを導入し官民協働でその地域を再生、活性化した。こういう事例を見ながら、なぜそれが日本でできないのか、何が問題なのか、何を解決しなければいけないのかということを議論していったら、1つのモデルをつくっていく。成功事例を示すことで、自治体が本当にPFIをやったとよかったと感じられる。そこまでを最終ゴールとして進めていければと思います。

渡委員長 ありがとうございます。



F 専門委員、どうぞ。

F 専門委員 地方の活性化というところで、先ほどM先生がおっしゃられていたように、一つひとつの自治体で個別にやっていると、例えば10億円のプロジェクトでプロジェクトファイナンスを組んで費用をかけてやっていくというのは、かなり費用対効果でマイナスの可能性も出てくるんです。そういう意味では、過去に幾つか例はあるんですけども、それでもせいぜい10以下です。例えば給食センターの6～8つをまとめてやるとか、そういう形で規模の経済を取り入れて、各自自治体さんで御協力になって、一人ひとりの手間、コストを減らしてプロジェクトを実現していく。そうすると、規模的にもPFIのサイズにもなりますし、100億円ぐらいの規模になれば外国の資本も導入可能なんです。10億円とかですと、海外から入ってくることはまず考えられませんので、そういう規模の経済を考えて、地方の連合的な発想でやっていくというのも1つのアイデアだと思います。

渡委員長 どうぞ。

M委員 先ほどのPさんとOさんの御発言に絡みますけれども、人材育成がないとPPP、PFIは思ったとおり進んでいかないように思います。人材育成は特に発注者側の人材育成だと思います。この推進委員会が過去にやってきたのは、そういった現場の方々が真っ白からPFIの事業を運営するのは難しいからということで、さまざまなテンプレートやモデルをつくってこられたんだと思います。それは大きな役割を果たしましたが、1つの現場を拝見して思うのは、やはり根本的な文化は変わっていないのではないかと。公務員というのは規則に対する遵守性ということが彼らの立場を守るものであって、サービスを向上するためにフレキシブルにすることよりも、むしろ執行そのものの規則を遵守するという方にいく。そうすると、具体的な判断として、サービスを向上するという発想よりは、こういったガイドラインを大変詳細にござらんになって、非常にスペシフィックにできる、できないと判断されていた面もあるんです。むしろ、そうではなくて、現場にいらっしゃる方は、先ほどからOさんがおっしゃっているような原則に立ち返って考えて、それがあなたの役目だということが自信を持ってできるような簡単なメッセージでも原則でもいいんですけども、そういうものを出していただけることがまず第一に必要なと思います。

もう一つは、要求水準書を書くといっても、実際、実務者の方に立ち会ってみると、細かく書き過ぎてしまったので、創意工夫が制約されてしまった。逆に大ざっぱに書いてしまったので、想像を絶するようなひどいものができてしまった。それはどんな本を読んでもだめで、ある意味では実践から学んでいただかなければならないわけです。

先ほど情報公開という言葉がございましたけれども、単に手続が正しいかどうかということではなくて、過去に幾らでも学びの事例というものはあるわけですから、教訓を得るためのリソースとして過去の情報を活用していただくようなことを踏まえて、人材育成を図っていただく。そういったことが必要であるように思います。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

H 専門委員 今いろいろと御議論を聞いていますと、この話は具体的に何か1つ進めようとする

と、いろんな長年の足かせとか文化があって、即効性のある話が出てこないというのが気になっております。

一方で、昨日、今日の株価でどうのこうのという話ではないのかもしれませんが、本当に我が国の成長戦略というのは待ったなしの局面にあるのではないか。その中で1つでも具体的に何かできることを進めていく必要があるのではないかということを考えたときに、国内でしっかりと練習をしてから、ナショナルフラッグを組んでというのは理想ですし、そのとおりかとは思いますが、全く逆の発想で海外からやってみるということがあっても私はいいのではないかと考えております。多分ほかのC先生とか皆さんもそういう趣旨でお話をされたんだと思います。ですから、海外でやってみる。

私は保険業界におりまして、以前の古い話になりますけれども、日米保険協議なるものがある、あのときグリーンバーグの後ろにホワイトハウスがいる。官民一体でこういうことをやってくるんだということを肌で感じたこともあるんですが、やはりああいう形で海外に出ていく。そのためには何ができるのかということ、先ほどのモデルケースで議論して見るのも面白い。多分、国内ではいろんな足かせがあってすぐにできないような話も、海外のこのモデルならすぐできます。それを海外でやってみる。これを具体的なアクションとして、この議論からスタートできれば面白いと思います。また、そういうものを見て、地方自治体の皆さんあるいはいろいろ既得権をお持ちの皆さんから、こういうものに飛び込むのは得なんだという雰囲気が出てくれば、何よりかと思っております。

渡委員長 ありがとうございます。

E委員、どうぞ。

E委員 いろいろと皆さんの意見を伺っていて、どうやってPFIが成長戦略に結び付くのかということ、ずっと考えていたんですけども、今のPFIは少なくとも事業の執行の手法の問題として位置づけられていると思います。どなたかもおっしゃっていたと思うんですけども、アイデアの段階から民間を入れていく。例えば10校の小学校があったときに、その小学校をどう利用するんだ。あるいは駅前の商店街をどう活性化するか。活性化のアイデアの段階から民間を入れていく。PFIというよりはほとんどPPPのお話だと思うんですけども、やはりそこまで考えていかなければいけないということ、1つ思いました。

あと、私は公共部門にいる人間なので、これはいつも言われるんですけども、公共と民間は異文化でありまして、言葉が通じないとか思考が違う。多分ヒアリングのところにもいろいろと伺えるとは思いますが、公務員と民間事業者のメンタリティーの違いといいますか、意見が合うか合わないかではないんです。共通言語を持っていないとコミュニケーションにならないので、むしろ我々としては、民間の活力を使うわけですから民間の方に合わせていくのが本当は筋なんだろうと思います。やはりそこは意識しなければならないことだという気はします。

あと、構造改革特区の話がちょっと出ました。先ほど即効性という話があったと思うんですけども、国内でやろうと思ったら、この国は中央集権国家ですから一律の規制がありまして、しごろみが多いというのは当然です。即効性ということであるならば構造改革特区のような、ある特定の

地域で大幅な規制緩和をしてやっていく。先ほどモデル事業という話があったと思うんですけども、そういうところでモデルケースをつくっていく方が現実的だという気はしました。

渡委員長 ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

C委員 1つモデル事業の提案をしたいと思います。補助金適正化法の大幅弾力運用が実現しまして、これまで学校など補助金でつくった施設を用途変更しようと思うと大変面倒な手続が必要だったんですが、10年経ったら転用が自由になりました。

例えば、小学校の廃校もたくさん出ておりますし、市町村合併で公民館とかいろんな余剰が出ております。民間の方々からこれを何に活用したら地域が活性化しますかというアイデアを募集し、複数のアイデアが寄せられる中で公正な審査をして、一つに決める。そのアイデアを基に要求水準書でPFI発注をかけるというような方法も今は可能になっております。是非こういったモデルケースを考えていただきたいと思います。

そこで大事なのは規模の経済性だけを追求しないこと。10校の学校をまとめてPFI提案するのではなくて、一つひとつ地域の事情に応じて、地域の方々が自由な発想で、ここにはこういうものが要するという提案を募集して行うのがいいと思います。私は地方活性化に取り組む人間ですが、今までのPFIを見ていて違和感がありましたのは、大規模なものばかりが多かったことです。本当に地域の人たちが必要なものを、財政困難なときにどうやってPFIで提供できるか。そういうことをお見せすることが地域の方々が本当にPFIをやってよかった、サービス向上したと思っただけのことになると思います。

私はグローバルなインフラも勿論重要だと思います。そして、もう一つ、地域活性化では地域のニーズを細やかに組み上げた民間主導の発想による既存施設、公的施設の転用ということを是非扱っていただきたいと思っています。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

G専門委員 政務官がいらっしゃるときにお話すればよかったのかもしれないのですが、政権が新しくなって、ある意味白紙で議論してよいということになると、例えば従来からあった公物法上の道路の管理者をどうするかなど、そのような法的な障壁として言われていたものが実はまだありますので、本当に法改正まで視野に入れて考えるとすれば、いろいろな可能性もあると思います。ただ、6月までに法改正というのは当然難しいと思うのですが、国土交通省の方もいらしていただいているということですので、本当にやる気であれば、正面からそういった議論をすることも考えられるという感じがしております。

渡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

L委員 先ほどC委員がおっしゃったことで思い出したというかあれなんですけれども、何をPFIにするかということについて、現行は官が決められている。官が市場のことを知らないのに決められているので、資源配分が歪む。我々の用語で官の決定権問題と言っているんですけれども、それを打

開する1つの知恵が民間提案なので、民間提案は恐らく今の議題の中でも議論されると思います。

もう一つは市民提案というものがあって、市民が何が必要なのかということを決めるということがあるんですけども、このときに一番問題なのは、市民が適切に判断できるかどうかということで、利益誘導になる可能性が非常に高いということなんです。今は利益誘導されると嫌だから、市民には余り情報を開示しないで決めてしまおうというのがPFIの手続のフローで、どこにも市民の声が反映されないということだと思います。それはよくないけれども、聞いてしまうとあれこれいろんなことが出てきて先に進まないというのもあります。市民が判断できるように、ある政策目的を達成するためにどのようなプロジェクトの内容が、どのような手法によって実現するのが一番費用対効果がいいのかということについて、PFIのバリューフォーマネーを援用して数字で示していく。

例えばアニメは大事だというのはいいとしても、アニメの殿堂が必要なのか、アニメーターに対する人件費の補助が必要なのかとか、いろんな政策を比べていくことが政策評価で行われるわけですけども、バリューフォーマネーを使うことによって比較的なじみのある概念でやっていけないのではないだろうか。そうすると、最初の官の決定権問題が排除されて、どのような形になっても社会的な厚生が最大化される方に一步近づくのではないかと考えていて、そういう意味で、これはテクニカルな話になりますけれども、PFIの手法をもう少し精緻化していくということも1つ大きな流れとしてあると思います。

渡委員長 そろそろ時間となりました。国土交通省成長戦略会議のメンバーであられるQさん、ご意見ありますでしょうか。

Q出席者 いろいろと議論を聞かせていただいて、私が国交省を代表してしゃべる立場ではないので、成長戦略会議でどういう議論をしているのかというところを御報告させていただいて、国交省としてどうするかはRさんからお話いただければと思います。

御存じのとおり、前原大臣が就任して以来8回ぐらい成長戦略会議を開いてきまして、その中で、特に官民連携について大臣から重視してやれという御指示をいただきまして、私中心で考えるということで今日ここに参っているわけです。まだ具体的なアウトプットが出ていないので、プロセスの話に今日の時点では終始してしまうんですが、大臣から大きく言われていることは、私は2点だと思っています。

1つは、財政が厳しくなる中で、いかに財政支出を最小化した形で今後必要な社会資本整備を進めていくか。特に新設もそうですが、更新投資があるわけで、更新投資に対してこれまでつくってきた以上の財政資金のかけ方はできないというところでの工夫という話になってきて、その中で、いわゆるサービス購入型だけではなくて、独立採算の活用というものも当然視野に入ってくるというのが1つある。

もう一つ、御指示いただいているのが、事業に対するプロバイダーとして内外無差別である。よりよいサービスを提供できる人間であれば、外国の資本であっても、国内の資本であってもよい。競争の延長線上に同じような分野でアジアを中心とした海外のインフラがあるはずだ。ここで成長戦略という話と絡んでくると思うんですが、そういう2点を大臣からは特に議論をしていく上で踏

まえてくれというお話をいただきながら、議論をしている。

こういうコンセプトの話というのは、今日も議論されていらっしゃるように、最後は具体の案件に落としていかないとイメージアップできないでしょうし、逆に公物管理法の問題も含めて、国交省さんが個別の事業を所管しているというお立場にあるわけですから、今の2つのフォーカスが重なるような事業をどういう分野でやっていくのかという議論を成長戦略会議の分科会で議論させていただいている。恐らく具体的にこういう事業で、こういうふうにやっていくのがいいのではないかと議論が今後出てくれば、そこでどういう制度が必要なのかという議論が行われる可能性がある中で、恐らく省庁を超えて議論されていく可能性があるということを委員の皆さんも念頭に置きつつ議論をしているというのが現在の状況かと思えます。

渡委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

R出席者 本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

Qさんから申し上げたとおり、大臣の思いは今日ここで御議論されていることとかなりオーバーラップしてしまっていて、省内でもQさんを中心に、思いは同じ形で議論をしてきております。

これから検討を進めないといけないところもあるのですが、進めるに当たって、省庁横断的に制度を改正しないとイケないということも多分出てくると思えます。先ほど津村政務官から前原大臣の思いをくみ取るという強いお言葉もいただきましたので、その際には、是非この場で御披露させていただくような機会もあろうかと思えますので、御議論をいただければと思います。

今日は突然の話でしたので、長安政務官の出席はかないませんでしたけれども、津村政務官からのお話もお伝えさせていただいて、長安政務官の指導の下、内閣府とも協力していくと共に、次回以降はなるべく出席できようとお話をさせていただきたいと思えます。

渡委員長 ありがとうございます。省庁横断的に解決していこうというのは、前々から我々の委員会でも求めていた事項でありまして、是非そうした方向で頑張ってくださいと思います。

それでは、時間も参りましたので、今後の審議の進め方につきましては、ただいまいただきました御意見を踏まえつつ、当面、先ほど御説明しましたように資料2の段取りで、検討を進めてまいりたいと思えます。委員の皆様方には大変お忙しい中でございますけれども、今後とも御協力をいただきまして、十分な御検討をしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、残された時間で次の議題に移らせていただきます。「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」につきましては、昨年の第19回PFI推進委員会で当面のとりまとめを行い、パブリック・コメントや全国5都市での説明会を実施し、広く意見を募ることとしておりました。

本日はそれらの結果につきまして、事務局から簡単に報告いただきたいと思います。よろしくお願います。

事務局 参考資料4をごらんいただければと存じます。参考資料4が「公開意見募集の結果について」、パブリックコメントでございます。

ここにありますように、11月17日から12月25日まで意見募集をかけさせていただきまして、20人、355件をいただいております。団体数に比べて意見の件数が多いということで、団体からある程度まとまって意見をいただいているという状況でございます。

内容は資料のとおりですので、省略をさせていただきます。

続きまして、参考資料5でございます。「説明会におけるご提言、ご意見について」ということで、ここにありますように5つの会場で、去年の12月に説明会を開催させていただき、意見として25件いただいております。

御説明させていただきましたパブコメ、更に説明会の御意見を反映させた形で資料5、6、7を作成させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

渡委員長 ありがとうございます。

本「標準契約(案)」につきましては、パブリック・コメント等の結果を基に総合部会で検討を進めていただきたいと思います。宮本部長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

宮本委員 はい。

渡委員長 それでは、今後の日程についてでございます。先ほど御審議いただきましたとおり、おおむね月1～2回のペースで委員会を開催していきたいと思っております。次回以降の日程につきましては、速やかに事務局で調整させていただきまして、御連絡申し上げます。次回以降も本日のような活発な御議論をいただくために、専門委員の皆様方にも御出席をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、次回の委員会は関係者からヒアリングを予定しております。本日の議論でも、いろいろな方面の関係者をお呼びしていこうということでしたので、どのような関係者をお呼びするかは、事務局と私に御一任いただきたいと思います。

また、総合部会についても速やかに開催してまいりますので、事務局で日程を調整してください。お願いいたします。

それでは、時間になりましたので、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。